

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/7/1 号 (No. 314)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 国務院常務会議、知的財産権担保融資の推進を決定(中国知識産権资讯网 2019年6月27日)
2. CNIPA 甘紹寧副局長、Matus WIPO 事務局次長と会談(国家知識産権網 2019年6月26日)
3. 商標局、商標登録の料金徴収基準を7月1日より調整(国家知識産権網 2019年6月21日)
4. 李克強総理、グローバル CEO と面会、知財保護強化を表明(中国政府網 2019年6月20日)

○ 地方政府の動き

1. 広東と香港、知的財産権紛争の仲裁と調停で交流会実施(国家知識産権網 2019年6月27日)
2. 福建、知的財産権国際交流協力・イノベーションフォーラムを開催(国家知識産権網 2019年6月21日)
3. 成都ハイテク産業開発区で知的財産権新経済モデルパークを設立(国家知識産権網 2019年6月21日)

○ 司法関連の動き

1. 最高法院、「科创板」上場企業の知的財産権保護を強化(国家知識産権網 2019年6月26日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. QBPC が「2018～2019 年度知的財産権保護優良事例」を発表(中国打撃侵權工作網 2019年6月21日)
2. 市場監督管理総局など8部門、ネット市場監視管理特別行動を開始(国家知識産権戦略網 2019年6月21日)

○ 統計関連

1. 安徽省、1万人あたり特許保有件数が10.6件に、26.2%増(中国保護知識産権網 2019年6月26日)

○ その他知財関連

1. 中国とフランスの地理的表示保護に関するセミナーが北京で開催(中国知識産権资讯网 2019年6月24日)

=====

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 国務院常務会議、知的財産権担保融資の推進を決定★★★

6月26日、李克強国務院総理が招集した常務会議において、民営企業と零細企業を対象とした金融サービスの総合的改革を実施し、知的財産権担保融資の拡大などを通じてイノベーションと実体経済の発展を促進する方針が固められた。

会議では、イノベーションの発展を支援し、知的財産権の保護、活用を強化し、就業の拡大を促進することを狙い、中小企業、零細企業、ベンチャー企業の「融資難」を緩和するため、融資ルートを拡大し、知的財産権を担保とした融資を推進すると決定した。知的財産権担保融資に対して、特別項目として単独に審査、評価を行い、不良債権率などに関する制限を緩和する。会議では同時に、貸付構造を最適化し、製造業、サービス業の与信投入を増やすよう要求した。

(出典：中国知識産権资讯网 2019年6月27日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=116907

★★★2. CNIPA 甘紹寧副局長、Matus WIPO 事務局次長と会談★★★

6月25日、中国国家知識産権局（CNIPA）甘紹寧副局長と世界知的所有権機関（WIPO）Mario Matus 事務局次長が北京で会談を行った。

甘副局長は中国の知的財産権活動の概況と国家知識産権局の最新の動きを説明した後、「双方が長年に渡り、緊密な協力関係を確立しており、PCT 国際出願制度やマドリッド制度、情報技術、人的資源を含む各分野で効果的な協力を展開している」との認識を示し、今後も引き続き協力を深めていきたいと語った。

Matus 事務局次長は中国が知的財産権分野で獲得した成果を評価した。さらに、全面的な協力を強化し、緊密な協力関係を維持してほしいと期待を示した。

（出典：国家知識産権網 2019年6月26日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1140151.htm>

★★★3. 商標局、商標登録の料金徴収基準を7月1日より調整★★★

国家発展改革委員会、財政部の関連規定に基づき、商標局は7月1日から、一部商標業務の料金徴収基準を引き下げることとした。商標更新の料金徴収基準は、1000元から500元に引き下げ、商標変更の料金徴収基準は、250元から150元に引き下げる。

また、オンライン出願の活用をさらに推し進めるため、商標局は申請をオンラインで提出し、審査結果も電子データによる送付を受け入れる「商標変更申請」に対して、申請料金を免除する。

オンラインで提出し、電子書類発送を受け入れるその他の商標業務に対して、商標登録、商標登録証の再発行、登録商標の譲渡、商標更新、商標更新の遅延、商標の評審、商標証明書発行、集団商標登録、証明商標登録、商標異議申立、商標取り消し申請、商標使用許諾契約の届出などの項目に該当した場合、現行の料金徴収基準の90%に基づいて料金を徴収する。

（出典：国家知識産権網 2019年6月21日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1139963.htm>

★★★4. 李克強総理、グローバルCEOと面会、知財保護強化を表明★★★

6月20日、李克強國務院総理が北京・人民大会堂で、「グローバルCEO委員会」第7回ラウンドテーブルサミットに出席するため訪中した多国籍企業の代表らと面会し、座談会を開いた。

座談会では、シュナイダーエレクトリック、スイヤー・グループ、アルセロール・ミッタル、ファイザー、ダイムラー、ユナイテッド・パーセル・サービス、ノキア、ハイアット、ABBグループ、BHPピリトンなど、約20社の世界TOP500企業のトップが集い、融合的発展・協力イノベーション・「一帯一路」などの議題をめぐる意見を交わした。李総理も代表者達と対話し交流を深めた。

李総理は席上で、「中国は改革深化と開放拡大を進め、一段と市場化・法治化・国際化されたビジネス環境を構築する必要がある。また、各国企業が対中投資の拡大を続け、中国の発展チャンスを共有することを歓迎する」と表明したうえで、「中国で登録されている企業であれば、国内資本と外資を問わず、私達は平等に扱い、知的財産権を含むすべての合法的権益を確実に保護する」と強調した。

代表らは、中国が各分野で上げた発展の成果に敬意を示し、中国との協力強化に注力し、積極的に中国の改革開放事業に参加していきたいと表明した。

（出典：中国政府網 2019年6月20日）

http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/20/content_5401904.htm

○ 地方政府の動き

★★★1. 広東と香港、知的財産権紛争の仲裁と調停で交流会実施★★★

広東と香港はこのほど、「粵港澳大湾エリア発展計画綱要」に基づき知的財産権紛争の仲裁、調停に関する経験交流会を実施した。広東省市場監督管理局（知識産権局）の何巨峰副局長が会議に出席した。

会議で香港の知的財産権紛争に関する仲裁、調停活動の経験、事例が紹介された。双方は知的財産権保護活動の支援、多元化された紛争解決手段、協力と交流の深化などについて討議を交わした。また、広東と香港の知的財産権交流、協力は粵港澳大湾エリア構想の推進にとって重要な意義があると、より深いレベルとより広い範囲で交流、協力を展開し、大湾エリアの知的財産権保護を一層強化する必要があると強調した。

広東省市場監督管理局の関連部門、中国（広東）知的財産権保護センター、中国南沙国際仲裁センター、深セン国際仲裁院の代表が今回会議に参加した。

(出典：国家知識産権網 2019 年 6 月 27 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1140188.htm>

★★★2. 福建、知的財産権国際交流協力・イノベーションフォーラムを開催★★★

第 17 回中国・海峡イノベーション成果交易会のイベントの一つである「知的財産権国際交流協力イノベーションフォーラム」がこのほど、福州海峡国際コンベンション&エキシビジョンセンターで開催された。省知識産権局の顔志煌局長が出席し、演説した。

基調演説において、国内外の専門家は「知的財産権の国際交流、協力で新しい福建省の高品質な成長に助力」といったテーマをめぐって、それぞれ「世界 TOP500 企業の知的財産権戦略」、「特許技術移転における中国と外国の相違点」、「協同イノベーションによる知的財産権の価値実現」について演説を行った。パネルディスカッションにおいては「知的財産権による実体経済の協同的な革新発展の促進」について、専門家たちは知的財産権の国際化という視野から関連する事例を分析し、参会者らと討議を交わした。

(出典：国家知識産権網 2019 年 6 月 21 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1139928.htm>

★★★3. 成都ハイテク産業開発区で知的財産権新経済モデルパークを設立★★★

国家知識産権局 (CNIPA) がこのほど、四川省の成都ハイテク産業開発区における知的財産権新経済モデルパークの設立を認可した。国家知識産権局責任者が明らかにした。同モデルパークは知的財産権と新経済との融合、発展に注力し、イノベーション資源の集積や新経済の急成長などを目指す。

四川省知識産権局、四川省知的財産権サービス促進センター、成都市知識産権局は共同推進活動体制を確立し、モデルパークへの指導、支援を強化することとしている。成都ハイテク産業開発区の管理委員会は建設計画の実施を担当し、支援策や財政、人材の各面でモデルパークの整備を推進する。国家知識産権局の責任者も、同モデルの建設を積極的に支援すると表明している。

(出典：国家知識産権網 2019 年 6 月 21 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/mtsd/1139971.htm>

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高法院、「科創板」上場企業の知的財産権保護を強化★★★

6 月 21 日、最高人民法院が「科創板設立と登録制改革に向けた司法保障の提供に関する若干意見」を發布した。この中の第 7 条で、「科創板」上場企業の知的財産権保護を強化する方針を明確にした。「科創板 (technology innovation board: 科学イノベーションボード)」

同「意見」は、最高法院が資本市場の基礎的制度改革のために作成した初の司法文書である。「意見」の第 7 条は、「科創板」上場企業の知的財産権保護を強化すると強調し、「科創板」上場企業の専利権、技術契約などに関わった知的財産権事件の審理において、科学技術のイノベーションに関する知的財産権侵害行為の賠償額を引き上げ、特に悪意による深刻な侵害行為には懲罰的賠償責任を追求すると規定している。

(出典：国家知識産権網 2019 年 6 月 26 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/mtsd/1140177.htm>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. QBPC が「2018~2019 年度知的財産権保護優良事例」を発表★★★

6 月 19 日、中国外商投資企業協会傘下の優良ブランド保護委員会 (QBPC) が 2018~2019 年度の「知的財産権保護優良事例と行政法執行・刑事司法連携典型事例発表会」を北京で開催した。最高人民検察院、国家市場監督管理総局、北京市高級人民法院からの責任者、各国商会や駐中国大使館、国際機関からの代表、入選事例の関連部門の代表ら約 300 名が会議に出席した。

全国知的財産権侵害・模倣品摘発活動指導グループ弁公室の路副主任をはじめとする政府関連部門の責任者と EU や米国、フランス、英国、オーストラリアの在中国大使館の知的財産権担当参事官、日本貿易振興機構 (JETRO) が発表会で演説を行った。

QBPC は 2002 年より知的財産権保護優良事例を毎年発表している。今年は刑事類 10 事例、非刑事類 10 事例、「両法」連携 (行政法執行と刑事司法との連携) 5 事例、合わせて 25 事例が選出された。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019 年 6 月 21 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201906/20190600221540.shtml>

★★★2. 市場監督管理総局など8部門、ネット市場監視管理特別行動を開始★★★

国家市場監督管理総局、国家発展改革委員会、工業・情報化部を含む国の8部門は6月から11月にかけて「2018 ネット市場監視管理特別行動」（網剣行動）を実施することになった。8部門が共同で作成した「2019 ネット市場監視管理特別行動方案」によると、網剣行動は▽電子商取引の主体資格の規範化▽ネット上の模倣品、不安全な食品、ニセ薬の厳重な取締り▽不正競争行為の厳罰▽インターネット広告の管理強化——を含む7つの重点任務に注力する。

また、特別行動において携帯アプリに関する違法、犯罪の研究、摘発を強化し、購入代行サービスと越境電子商取引に対する監視管理を強化することとしている。

（出典：国家知識産権戦略網 2019年6月21日）

<http://www.nipso.cn/oneNews.asp?id=47154>

○ 統計関連

★★★1. 安徽省、1万人あたり特許保有件数が10.6件に、26.2%増★★★

安徽省の1～5月の特許出願件数が2万2894件で、前年同期比36%減少した。一方、特許登録件数は6651件、同17.7%増加した。この中で、合蕪蚌（合肥、蕪湖、蚌埠）モデルパークの特許出願件数が安徽省全体の57.1%を占める1万3083件、特許登録件数が同63.1%を占める4200件であった。

5月末時点の統計によると、安徽省の有効特許が6万6315件で、人口1万人あたり特許保有件数が前年同期比26.2%増の10.6件に達した。合蕪蚌モデルパークの有効特許が4万1006件で、人口1万人あたり特許保有件数が27.27件に達した。

（出典：中国保護知識産権網 2019年6月26日）

<http://www.ipr.gov.cn/article/gnxw/zl/201906/1938138.html>

○ その他知財関連

★★★1. 中国とフランスの地理的表示保護に関するセミナーが北京で開催★★★

フランス・シャンパン業界委員会と北京君策知的財産権発展センターがこのほど北京で、中国フランス地理的表示登録と保護判例セミナーを共同で開催した。両国の地理的表示の保護と法執行の経験を交流し、地理的表示保護制度の融合と発展を促進することを目的としている。

在中国フランス大使館、フランス・シャンパン業界委員会の代表と、国家市場監督管理総局、国家知的財産権、人民法院、大学の専門家が一堂に会し、地理的表示「Champagne」のフランスとEUでの保護事例などを共有した。また、中国の地理的表示に関する司法保護の手段、判例などについて交流を行った。

中国は近年、地理的表示の商標登録活動を着実に推進し、地理的表示の保護を絶えず強化していると共に、地理的表示に関する普及啓発、研究を進め、国際交流、協力を積極的に展開している。

（出典：中国知識産権资讯网 2019年6月24日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=116821

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。
配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!/?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved